

第19回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年2月28日（金）

場所：三軒茶屋しゃれなあとホール スワン・ビーナス

第19回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年2月28日（金）午後4時から

開催場所：三軒茶屋しゃれなあどホール スワン・ビーナス

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、高橋光正、細井誠一、高橋哲也、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、苅部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 下田亮太
都市計画課長 松本賢司、都市計画課担当係長 柿澤顕司、都市計画課主任 齋藤なつみ

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて（依頼）
 - (2) 令和7年4月の総会日程（案）と令和7年度総会開催予定について
 - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (4) 令和6年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び
令和7年度世田谷区農業委員会活動指針（案）について
6. 報告事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（報告）
 - (2) 特定生産緑地の解除の公示について（報告）
 - (3) ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催について
 - (4) 「農作業体験塾（春）」の開催について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、ただいまより第19回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。第3号議案の資料がNo.2、No.3となります。協議事項の資料はNo.4、No.5、No.6、No.7、報告事項の資料はNo.8、No.9、No.10、No.11、その他の資料といたしまして、植木畑の営農状況についてという題名の資料がございます。当日配付資料といたしまして、令和6年農家基本調査集計表、指導農業士に関するチラシを配付しております。また、2月20日開催の第66回東京都農業委員会・農業者大会資料を一部委員の方に配付しておりますので、お手隙の際にご確認下さい。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日は、次第5の協議事項(1)にありますとおり、生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについての協議がございます。また、次第6の報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)の特定生産緑地の解除の公示についてのご報告がございます。これらにつきましては、関係人として、都市整備政策部都市計画課の職員から説明をさせていただく予定となりますので、ご承知おき下さい。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしく願いします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は全員が出席しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、真鍋よしゆき委員、阿久津皇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、特例として、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について、それから(2)の特定生産緑地の解除の公示についてから始めたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日は、関係人といたしまして、都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

松本都市計画課長。

○松本課長 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 柿澤係長。

○柿澤係長 柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 斎藤主任。

○斎藤主任 斎藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上、3名でございます。

本件の説明に関する資料につきましては、資料No.4、No.8、No.9になりますので、ご用意をいただければと思います。

農業委員の皆様には、管轄地域内の生産緑地の追加指定に関する現地調査等にご協力いただくこととなりますので、まず、協議事項といたしまして、今年度の調査についてのご協力のお願いと説明を都市計画課からさせていただき、次に、昨年6月に開催された総会においてご協議をいただいた東京都市計画生産緑地地区の変更についてと特定生産緑地の解除の公示について報告をしていただきます。

つきましては、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いいたします。

○宍戸会長 事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名の発言に同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしの声をいただきましたので、発言を許可させていただきます。

それでは、都市計画課より、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて説明をお願いします。

○松本課長 改めまして、都市計画課長、松本でございます。本日は、出席と発言のご許可をいただきありがとうございます。

本日でございますが、生産緑地地区に関して、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

まず、協議事項についてでございます。次第5の(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについてをご説明いたします。

資料No.4をご覧ください。生産緑地地区の追加指定に当たりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び同細目に基づき、資料3ページに記載のとおりの流れに従い指定等を行っていく予定でございます。令和7年度の追加指定の本申請に

先立ちまして、生産緑地地区追加指定の相談を所有者より受けている農地の調査、立会いの方をお願いいたします。

調査対象農地につきましては、資料2ページをご覧くださいますと、こちらに追加予定箇所一覧をお示ししております。この一覧にお示ししておりますとおり、8件が今回の調査対象農地となっております。追加面積の合計は約0.18haとなります。

資料の4ページ以降は、指定予定の区域図面となっております。網かけになっているところが追加を予定している生産緑地地区の区域となります。

今後の予定といたしましては、資料3ページに記載のとおり、調査、立会いを3月に行いまして、速やかに庁内の検討会を開催いたします。その後、順次、都市計画の手続を進め、本年7月頃の本委員会総会に都市計画変更の内容についてご説明する予定としております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、質問がないようですので、協議事項(1)は依頼内容のとおり進めることを承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、承認することといたします。

調査対象地の担当委員の皆様におかれましては、農地の調査、立会いにご協力をお願いいたします。

続きまして、次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について及び(2)特定生産緑地の解除の公示について、都市計画課から説明をお願いいたします。

○松本課長 続きまして、6の(1)、(2)につきまして一括してご報告申し上げます。

まず、6の(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてでございます。

資料はNo.8になりますので、No.8の資料をご覧ください。こちらの資料23ページをお開き下さい。令和6年度の生産緑地地区の変更について、記載のとおり、都市計画変更の手続を進めてまいりました。昨年7月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただき、回答をいただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましては、10月30日の世田

谷区都市計画審議会への諮問を経て、11月25日に都市計画変更の告示をいたしました。

資料の内容は7月の総会のとおりと同じ内容でございますが、概要について簡単にご説明いたしますので、資料2ページの方をご覧ください。1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして471件から5件減少し、466件となります。総面積は約81.16haから約0.8haの減となり、約80.36haとなります。

次に、変更の内容についてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。第2、削除のみを行う位置および区域の表についてでございます。削除を行う位置や面積等を記載しております。箇所数は15件、合計面積は約1万2880㎡でございます。削除の理由といたしましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたことや告示日より30年経過したことによる行為制限の解除がなされたもの、生産緑地法第8条第4項による公共施設の設置によるものでございます。今回、この8条4項の対象となった公共施設は2つの都市計画公園、番号で申しますと368番の喜多見農業公園と179番の瀬田農業公園の2か所でございます。面積は約0.34haでございます。

次に、追加のみを行う地区でございます。資料4ページをご覧ください。第3、追加のみを行う位置および区域の表のとおりとなります。追加件数は13件、合計面積は約4920㎡でございます。なお、資料6ページ以降には、都市計画変更の箇所図及び計画図を添付しておりますので、個別箇所は後程ご確認いただければと思います。

東京都市計画生産緑地地区の変更についてのご報告は以上となります。

続きまして、6の(2)特定生産緑地の解除の公示についてのご報告をいたします。

資料No.9をご覧ください。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定告示から30年を迎える日より前に、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延伸する制度でございますが、平成6年に指定された生産緑地地区はございませんので、本年度の特定生産緑地指定手続はございませんでした。

なお、特定生産緑地を解除する地区が1件ございましたので、ご報告させていただきます。資料2ページをご覧ください。特定生産緑地の解除に記載しております生産緑地につきましては、相続により生産緑地の一部が買取り申出されたため、都市計画上の生産緑地地区面積の変更を行うとともに、令和6年11月25日に特定生産緑地を解除する公示を行い、農地等利害関係人へ解除の通知を発送しております。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。

報告事項(1)と(2)について質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、質問がないようですので、報告事項(1)と(2)については、報告どおり承認いたします。

都市計画課の皆様には、今後とも区内農地の保全のためにお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課の皆様、ご苦労さまでございました。

[都市計画課職員 退室]

○宍戸会長 それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が5件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-27。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。

受付番号6-5-28。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きます。資料No.1-3をご覧ください。

受付番号6-5-29。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

資料No.1-4をご覧ください。

受付番号6-5-30。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続けます。資料No.1-5をご覧ください。

受付番号6-5-31。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願11件について審議いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願2件について審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-2をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

今、お話にありましたが、JA東京中央の本店と入り口が沿って、農協の事業に貢献していただいている農地でございます。説明どおりだと思いますが、この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願の審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願11件について審議いたします。

それでは、1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。よろしく申し上げます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目と3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、資料No.3-2、3-3をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 以上2件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

2件目と3件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-4をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○高橋（光）委員 （委員より、調査内容について報告）

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料3-5をご覧ください。

（事務局より、申請内容について説明）

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 3-6をご覧ください。

（事務局より、申請内容について説明）

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました清水希悦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○清水委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-7をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、8件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、本件の審査中は〇〇委員には退室していただきます。よろしくお願いたし

ます。

〔〇〇委員 退席〕

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-8をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

〇〇委員には入室をお願いいたします。

〔〇〇委員 着席〕

○宍戸会長 次に、9件目についても、農業委員である〇〇委員の親族からの証明願となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本件の審査中は〇〇委員には退室をお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-9をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○後藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

○○委員には入室をお願いいたします。

[○○委員 着席]

○宍戸会長 次に、10件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-10をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上が報告です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この調査の件だけ進めさせていただきます。この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行させていただきます。

また、今の意見もまた別なときに皆さんで意見を出しながら、解決策が出るかどうかは分かりませんが、また話し合いはさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、11件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 3-11をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)については先程協議を終えておりますので、(2)の令和7年4月の総会日程(案)と令和7年度の総会開催予定について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 6、令和7年4月の総会日程(案)と令和7年度総会開催予定についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、令和7年3月24日月曜日午後3時から、会場は今日と同じです。三茶しゃれなあどホールスワン・ビーナスでの開催が決定しております。

令和7年4月の開催日時につきましては、4月28日月曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階第5委員会室での開催を予定しております。

また、令和7年度の総会開催予定につきましても案としてお示しをしておりますので、併せてご確認をお願いいたします。どうしても、JAであるとかその他関連団体との会合の重複感がございますが、適宜、調整しながら進めたいと思っております。

以上となります。ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程(案)については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 ありがとうございます。それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。

本件は、主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。1月31日付及び2月10日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区等、関係機関に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

次に、(4)の令和6年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和7年度世田谷区農業委員会活動指針(案)について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.7-1、7-2でございます。令和6年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和7年度世田谷区農業委員会活動指針(案)についてをご覧ください。

本件につきましては、1月の総会で案をお示しし、2月14日までにご意見を伺うこととしておりましたが、特にご意見がございませんでしたので、原案どおり東京都農業会議に報告をさせていただきたいと考えております。

1月の総会で説明させていただきましたとおり、資料No.7-1が令和6年度世田谷区農業委員会活動指針の評価、資料No.7-2が令和7年度の活動指針(案)となります。いま一度ご確認をいただき、ご意見等ないようでしたら、原案のまま、東京都農業会議に報告をさ

せていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおり、東京都農業会議に報告をいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)、(2)につきましてはさきに報告いたしましたので、(3)、(4)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.10をご覧ください。ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催についてのご案内です。周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.11をご覧ください。「農作業体験塾(春)」の開催についてとなります。周知方法につきましては、3月1日発行の「区のお知らせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 報告事項(3)と(4)についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

次に、次第7のその他について何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から1点ございます。

本日、お配りをいたしました〇〇の営農状況についてという資料がございますので、こちらをご覧くださいと思います。

本件ですが、高橋拓司委員の管轄区域で、令和5年〇月から拓司委員に継続して確認、助言をいただいている〇〇の生産緑地について、昨今、生産緑地の管理の面で問題と考えられる変更がなされたことから、先方に懸念点を伝え改善を促しているものの、理解が得られない案件でありますので、総会にお諮りし、農業委員会として対応していきたいと考えておりますので、経緯の概略を事務局から説明させていただき、高橋拓司委員からも状

況をお話しいただければと思います。

まず、経緯につきましては、詳細な経過に関しましてはお配りした資料を後程ご確認いただくものとしたしまして、まず、対象地でございますが、納税猶予の適用を受けている生産緑地となっております、主に営農されているのは、所有者ご本人ではなく〇〇となっております。令和5年〇月に、引き続きの証明願に際し高橋拓司委員と事務局で調査を行った際に、農地の大部分が砂利敷きとなっていたことから、改善指導を行いました。

代替案といたしまして、ウッドチップ等の提示をさせていただきましたところ、枕木をトラックが通れる程度の幅で設置するとの案が示されましたが、その後、別紙1の方が提出されました。当初の報告内容から、設備が過大であること等からまた協議を行いまして、その次に、別紙2が提出されております。その後、適宜、様子を確認してはりましたが、直近で動きがありまして、複数回、やり取りをしていたのですが、別紙3の当初の計画と大きく異なったものが提出されている状況でございます。

所有者ご本人は生産緑地の管理について一定の理解はございますが、主に営農をされている〇〇は生産緑地や納税猶予制度についての理解が進まず、改善が見られないことから、農業委員会全体の課題として対応する必要があると判断いたしました。

この件につきまして、拓司委員からも何かございましたら、お願いいたします。

○高橋（拓）委員 最初に、この図面、別紙1が、そういうふうにしたいという案が出てきたんですが、その前に、あまりにも砂利がひど過ぎて、これは生産緑地と呼べないだろうということで、改善で、まずその砂利をどけること、例えばアグリシートとか、チップとか、そういう代案で、すぐどけられるような状態で、農地をすぐ耕せるような形にしてほしいということで再三申し上げているんです。

今、事務局の方からもちょっとお話がありましたけれども、〇〇が納税猶予を受けているということで、ただ、受けてはいるんだけど、お話があったみたいに、やっぱり〇〇のほうはかなり実質、動いているということです。最初の内は税務署に連絡してみたりとか、いろんなことも、自己解釈をするような形があったもので、それは駄目だよと、こういう委員会があって、それで、一応、証明書を出していただいて初めて、皆さんの同意があってそういう証明書が出て、税務署が農業委員会の総意があるのであれば、一応、納税猶予を見ましようということになっっているので、非常に問題があるということで、再三指導してきた。

今、お話にもあったんだけど、別紙3の完成予想図というのを見ると、これはどう

見ても生産緑地ではないよねと。〇〇も、猶予制度というのがどういうものかというのがよく分かっていない。逆に言えば、〇〇に任せてあるみたいな言い方をするんだけど、実質、受けているのは、〇〇が受けているんだよというのも、何か分かったような分からないようなところがあるので、農業委員会の何名かで一緒に行っていただいて、やっぱりいろんな方の主観で物事を見ていただいた方がいいのかなと考えるところがあった。

皆さんのご意見があったら言っていただいて、私も毎日のように畑に行っていますから、実際、会う機会も多いので、一生懸命、指導はしていきますので。

○池田委員 農業は一切やっていないんですか。

○高橋（拓）委員 一応、生産はやるということを使うんですけども、再三、指導もしてきたけれども、そういう部分が見えてこないんです。例えば果実を植えて、それを庭先の前で売るとか、いろんなことは言うんですけども、その部分が私的にはちょっと見えないところがあるので。

○井出委員 では、その生産は、そこから出していないんだ。

○真鍋委員 今、担当の高橋委員と、それから事務局も現地を訪れていて、それでもらちが明かないので、今日の会議で皆さんの意見をという流れだと思うんです。これまでもこのような例があって、まず、担当の農業委員さんが行く、らちが明かないと事務局が随行する、それでものときには、農業委員会の会長であるとか職務代理が、しかも、大体、それぞれの組合の正組合員であったりしますので、営農や今後のことも含めてアドバイスができるので、しかるべき方が現地に行かれたというのも何回か私も聞いているんですが、一步一步進めて、そのような形でこの件も進めていったらどうかなと思うんですが、どうでしょうか。

○宍戸会長 それで、〇〇さん宛てに、農業委員会の会長、宍戸幸男で、現状の状態で農地として認められないということをお願いしながら、また、原状回復していただくというご旨のお手紙を出した後、調査にまた来ますので、農地として使えるような現状にしていただきたいという旨のお手紙を1回出します。その後、また調査に行きますというお話も一筆入れて出しますので、その後、また何人かの農業委員で現地に行って、どういう対象になっているかは見に行きたいと思っております。それからまたそれがどうしてもなったときには、また皆さんと一緒に方向性について話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、一応、私の名前でお手紙を出させていただいて、原状回復していただくような旨のものをお出しさせていただきます。

○事務局 お手紙のほう、本日、今、皆様から、管理の状況についてご心配の声をいただきましたので、なるべく早急に出させていただくのと、あと拓司委員ともお話ししたんですけれども、先程、真鍋委員からもお話を頂戴しておりますけれども、なるべく複数で、まず早く見に行きたいと思っております、実は、事務局のほうから、この状況について事前に井出委員、植松委員、高橋哲也委員にお話をさせていただいております、お声がけをさせていただいて、同行についてご了解をいただいておりますので、まず、なるべく早いところで一旦調査の方に入らせていただいで、また3月の総会以降、報告をさせていただきながら改善をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○真鍋委員 あえて正組合員さんでしょうとかと言ったことを重んじて、その組織自体もやっぱり積極的に動いてもらわなければ、ただ農業委員会だけが現地に行ってというのも、今、固有名詞で複数の農業委員さんが出たけれども、地域性も、所属も違う人が何うのがいいのか、その方が所属する組織が本気で動いてくださるのがいいのか、そこも含めてよく検討して下さい。

○宍戸会長 今、真鍋委員からお話でしたが、一応、手紙は出して、その状況をまた何人かで現地を見に行くことも必要……。

○浦野会長職務代理者 うちのほうの農協ですので、ご相談して……。

○宍戸会長 ですから、それを加味しながら状況を回復していただくような形に進めたいと思いますので、それでよろしいですか。

それでは、今の状況で進めさせていただきます。

また、そのほか何かございますでしょうか。

○真鍋委員 先程、〇〇の農地の件で、近隣からの嫌がらせの件なんですけれども、やっぱり正式な農業委員会でそういう情報がもたらされた訳ですから、これは共有しなきゃならないし、世田谷区には危機管理部がありますよね。地域生活安全課長という方もいらっしゃるし、警察から出向もされている。この地域生活安全課長であるとか危機管理部はこの事実をご承知なんですか。

○事務局 事務局からお答えします。そちらのほうには、まだ相談対応等は事務局の方からはしておりませんので、本日の委員会の報告事項につきまして早急に相談いたします。

○真鍋委員 今日、そういうことの正式なご発言もあったし、大変なことだと思うので、情報を世田谷の横の連絡で、対応願いたい。そのための部と課がある。それから、烏山総

合支所地域振興課もその任に当たる部分ですから、大谷課長さんの方にも連絡を取って、〇〇さんを1人で対応させる訳ではなくて、やっぱり世田谷区が選定をして、生産緑地として立派にやってもらっていて、一緒にやっているところですから、区がそういう組織を使ってきちっと対応するというのを、今日をまたスタートでお願いします。

○事務局 承知しました。対応させていただきます。

○宍戸会長 その方が除草剤をまいたという証拠は出たんですか。

○高橋（哲）委員 実際まいているところは——見ていないんですよね。

○事務局 それがあったから、防犯カメラを設置の対応をしています。

○高橋（哲）委員 除草剤がまかれた後に防犯カメラをつけたということです。

○宍戸会長 なかなか難しい部分もあるので、今、真鍋委員からお話がありましたように、どうしたらいいのかという対策は、これから進めていくことも重要だと思いますし、また、これ以上被害が大きくなるように、皆さんでまた話し合いをさせていただきます。また、何かそういうお話とか状況が分かったら、お知らせ下さい。

ほかにはよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 （職務代理、挨拶）

この議事録は、令和7年2月28日（金）開催の第19回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員